

鹿角市部活動地域移行検討委員会

令和5年度 第2回会議資料

令和5年8月29日（火）

鹿角市教育委員会

目 次

(1) 競技団体等の現状について

- 競技団体アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 各種データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2~5

(2) 吹奏楽団体の環境整備調査結果について

- 吹奏楽団体の環境整備調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 各種データ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7~8

(3) 前回の課題に係る対応等（案）について

- 前回の課題に係る対応等（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9~ 14

(4) 方向性について

- 国・他自治体の取組状況等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15~19
- 地域移行のイメージ（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 運営形態のイメージ（例1・2・3）・・・・・・・・ P 21~29
- 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ P 30

(1) 競技団体等の現状について

○競技団体アンケート結果

・中学校部活動と休日におけるスポーツ活動に関するアンケート

期間：令和5年7月12日～令和5年8月18日

方法：オンライン回答または紙媒体での回答

対象：鹿角市スポーツ協会加盟団体等

回答：17団体／40団体、回答率42.5%

※集計結果は別紙参照

(1) 競技団体等の現状について

○市スポーツ協会加盟団体一覧

令和5年5月31日現在

加盟団体		会員数 (人)	中学校部活動部員数 (上段：男子、下段：女子)					
			総数	花輪	十和田	尾去沢	八幡平	
陸上	鹿角陸上競技協会	59	99	45	25	8	5	7
				54	19	19	11	5
剣道	鹿角剣道連盟	31	4	3	3	-	-	0
				1	1	-	-	0
テニス	鹿角市ソフトテニス協会	25	95	57	27	15	-	15
				38	14	24	-	0
卓球	鹿角市卓球協会	19	68	46	18	28	-	-
				22	13	9	-	-
バスケ	鹿角バスケットボール協会	55	78	30	18	12	-	-
				48	26	14	-	8
バレー	鹿角市バレーボール協会	18	46	4	3	1	-	-
				42	22	13	-	7
野球	鹿角市野球協会	350	89	82	42	18	12	10
				7	2	2	1	2
スキー	鹿角市スキー連盟	123	12	5	2	2	0	1
				7	3	2	0	2
その他	鹿角柔道連盟	34	-	-	-	-	-	-
	鹿角市相撲連盟	13	-	-	-	-	-	
	鹿角市ボウリング協会	12	-	-	-	-	-	
	鹿角市バドミントン協会	11	-	-	-	-	-	
	鹿角サッカー協会	70	-	-	-	-	-	
	鹿角ボールルームダンス連盟	90	-	-	-	-	-	
	鹿角弓道会	12	-	-	-	-	-	
	八幡平体育協会	4000	-	-	-	-	-	
	尾去沢地区体育協会	82	-	-	-	-	-	
	鹿角中学校体育連盟	778						

※鹿角市スポーツ協会提供

※鹿角市教育委員会調べ (令和5年4月)

(1) 競技団体等の現状について

○スポーツ少年団登録一覧

令和5年度

スポーツ少年団		指導者数 (人)	団員数 (人)	中学生在籍	活動拠点 (主な練習場所)
陸上	鹿角スプリンターズスカンダスポーツ少年団	18	45		十和田小
剣道	鹿角楓凜館剣道スポーツ少年団	2	33	○	花輪(アメリティ他)
卓球	鹿角卓球スポーツ少年団	4	13	○	花輪(スポセン他)
バスケ	八幡平サンフラワーズスポーツ少年団	4	16		各小学校
	花輪MBCスポーツ少年団	10	22		
	柴平スポーツ少年団	10	19		
	大湯スポーツ少年団	8	16		
	十和田MBCスポーツ少年団	11	24		
	花輪エルクススポーツ少年団(男子)	8	25		
	十和田Lake starsスポーツ少年団(男子)	8	9		
バレー	鹿角JVCスポーツ少年団	4	17		花輪(スポセン他)
野球	八幡平フェニックススポーツ少年団	9	25		各小学校
	花輪野球スポーツ少年団	7	31		
	尾去沢スポーツ少年団	15	11		
	柴平スポーツ少年団	10	19		
	十和田JBCスポーツ少年団	16	31		
	大湯スポーツ少年団	9	17		
スキー	鹿角ノカントリースキースポーツ少年団	6	5	○	各小学校・ スキー場
	鹿角アルペンスポーツ少年団	11	27	○	
	鹿角ジャンプスポーツ少年団	12	8	○	
	尾去沢スポーツ少年団	2	5		
	大湯スポーツ少年団		8		
空手	常心門鹿角スポーツ少年団	2	14	○	花輪(アメリティ)
サッカー	鹿角FCジュニアサッカースポーツ少年団	8	38	○	花輪(アメリティ他)
相撲	鹿角相撲スポーツ少年団	10	4	○	市民センター他
	大湯スポーツ少年団		1		
柔道	柔道スポーツ少年団	3	4	○	花輪(アメリティ)
スケルバンド	尾去沢スポーツ少年団		19		尾去沢小

※鹿角市スポーツ協会提供

(1) 競技団体等の現状について

○総合型地域スポーツクラブ登録一覧

令和5年度

総合型地域スポーツクラブ	会員数 (人)	中学生在籍	活動拠点 (主な練習場所)	主な活動
鹿角ウインプルスportsクラブ	70		花輪 (アルパス)	フィットネス、体操
十和田スポーツクラブ	166	○	十和田 (市民センター)	バドミントン、テニス、卓球

※鹿角市スポーツ協会提供

※総合型地域スポーツクラブとして活動していた「くらすた」については、現在は「NPO鹿角くらすた」として、卓球に特化して単独運営している。
(会員数62人、中学生の在籍あり、活動拠点は花輪 (スポセン他))

(1) 競技団体等の現状について

○学校別部活動の学校顧問と外部指導者の現状（令和5年度）（人）

		陸上		剣道		ソフトテニス		卓球		バスケットボール		バレーボール		野球		スキー		吹奏楽		文化部	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
花輪 中学校	部員数	25	19	3	1	27	14	18	13	18	26	3	22	42	2	2	3	2	25	9	25
	学校顧問	2.5		2		2	2	2	2	2	2	1.5		2	0.5×2		2		2		
	外部指導者	指導員1※ ₁				2（無償）				1（無償）				指導員1※ ₁							
十和田 中学校	部員数	8	19			15	24	28	9	12	14	1	13	18	2	2	2	0	15	11	24
	学校顧問	2				1.5	1.5	2		0.5	1	1.5		1.5	0.5×2		2.5		2		
	外部指導者									指導員1※ ₁				1（無償）※ ₂							
尾去沢 中学校	部員数	5	11											12	1	0	0	1	9		
	学校顧問	3												3	0		2				
	外部指導者																				
八幡平 中学校	部員数	7	5	0	0	15					8		7	10	2	1	2	2	16		
	学校顧問	1.75		1		1.25				2		1.5		1.25	0.25		2				
	外部指導者									1（無償）※ ₃				指導員1※ ₁				1（無償）※ ₂			
計	部員数	45	54	3	1	57	38	46	22	30	48	4	42	82	7	5	7	5	65	20	49
	学校顧問	9.25		3		8.25		4		7.5		4.5		7.75		2.25		8.5		4	
	外部指導者	指導員1				2（無償）				指導員1 1（無償）				指導員1 2（無償）				指導員1 1（無償）			

・学校顧問：2部掛け持ちの場合は0.5人

4部掛け持ちの場合は0.25人

※₁鹿角市部活動指導員（平日@1,600、210時間/年）

※₂随時指導のボランティア

※₃中総体までの期間限定

(2) 吹奏楽団体の環境整備調査結果について

○吹奏楽団体の環境整備調査結果

期日：令和5年6月～7月

方法：文書及び聞き取り

対象：鹿角地区吹奏楽連盟、上津野ウインドアンサンブル、中学校吹奏楽部顧問（代表者2名）

地域移行の方法	①合同練習会型	②指導者派遣型
特徴	花輪中やコモッセ等を練習会場とし、各学校から希望者が集まり、楽器ごとに練習する	各学校に指導者を派遣する
メリット	<ul style="list-style-type: none">・会場が集約できる・指導者が少人数で済む・生徒個人の技術向上	<ul style="list-style-type: none">・平日の顧問と練習内容を共有した指導が可能（合奏練習、上位大会のための練習等）
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・単なる個人練習となり、家で練習するのと同じ状態・会場までの送迎の問題	<ul style="list-style-type: none">・指導者が4校分必要となる・楽器の演奏指導はできても合奏指導できる人材が市内では非常に少ない。

課題等①指導者について

- ・県内外で個人的に指導している方や、退職した音楽科教員等からの公募が必要ではないか。
- ・指導者が見つからない場合において、当面は顧問が休日も対応できる体制の構築が必要ではないか。

課題等②事務局について

- ・調整役となる事務局は誰が実施し、どこに置くことが望ましいか。

課題等③大館市の例

- ・外部団体にのみ所属する生徒が増えており、学校部活動に影響が生じてきている
- ・外部団体の指導者：自衛隊を退職された方、大館ウインドアンサンブルに所属している方の2名

(2) 吹奏楽団体の環境整備調査結果について

○吹奏楽部が地域移行を進める際の検討プロセス



出典：文化庁 地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた調査研究事例集

(2) 吹奏楽団体の環境整備調査結果について

○吹奏楽部が地域移行を進める際の活動イメージ

モデル名		運営者	活動イメージ(例) 【類似事例】
a.課題解決型(現行の文化部活動の課題を解決するため、地域の人材等を活用するモデル)			
a-1	部活動指導員活用モデル	学校	部活動指導員制度を活用し、学校内で従来教員が担っていた指導、管理監督等の業務を部活動指導員に委ね、学校部活動を支援する。 【矢野ジュニアマーチングバンド】
a-2	民間の外部講師モデル	学校	技術面で追加的な指導を受けたい学校が、活動を指導できるスキルを持つ講師を外部から招致して学校の部活動の指導を依頼する。 【東京藝術大学連携事業・音楽教育支援事業】
a-3	合同部活動モデル	学校	複数の学校が合同で部活動を実施する、合同で大会等に参加する。 【品川区教育委員会】
a-4	保護者、地域による支援モデル	学校／地域	保護者やボランティア等が見守りや大会時の送迎を行うことで部活動を支援する、地域の人々が学校と連携して団体等を創設し部活動に代替する活動を作り上げる。 【基崎地区文化・スポーツクラブ、地域部活・掛川未来創造部 Palette】
b.ニーズ充足型(顕在／潜在的な子供のニーズに応えるため、文化資源を活用するモデル)			
b-1	大学アウトリーチモデル	芸術系大学等	大学が教員等を学校に派遣し、学校部活動又は学校を活動場所とする文化活動を指導・支援する。 【東京藝術大学連携事業・音楽教育支援事業、東京藝術大学×世界遺産ミュージックキャンプの島づくりプロジェクト】
b-2	文化施設アウトリーチモデル	文化施設	文化施設が、当該施設が保有する、又は、ネットワークを有する芸術団体や芸術家を学校に派遣し、学校を活動場所とする文化活動を支援する。 【福井県立音楽堂 ハーモニーホールふくい】
b-3	文化団体アウトリーチ等モデル	文化団体	文化活動を事業目的として活動している団体(営利性を伴う団体含む)が専門人材を派遣し、文化活動を指導・支援する。 【キッズ伝統芸能体験、開成ジュニアアンサンブル「Blue Birds」、姫路市ジュニアオーケストラ】
c.地域文化倶楽部による地域移行型(子供が生涯を通じて文化に親しむモデル)			
c-1	文化施設プログラム開催モデル	文化施設	文化施設が、その施設設備、人材、コンテンツを活用し、文化施設内で子供向けのプログラムを提供する。 【下北Jr.ウインドオーケストラ、福井県立音楽堂 ハーモニーホールふくい】
c-2	民間事業者モデル	民間事業者	文化事業等を行う民間事業者等が、その事業の一つとして地域の文化活動を主催する。 【キッズ伝統芸能体験、名古屋市教育委員会】
c-3	保護者、地域による支援モデル	地域	地域の人材・団体(NPO法人等の法人格を有した団体含む)が、地域での文化に親しむための受け皿となり、子供の文化活動を主催する。 (※a-4の発展) 【地域部活・掛川未来創造部 Palette】

(3) 前回の課題に係る対応等 (案) について

課題	提案・意見	対応等 (案)
①休日等部活動の位置づけ	<p>1.いつまでに地域移行を進めるか</p> <p>2.平日の指導者と休日等の指導者はどのようなになるか</p> <p>3.平日も休日等も毎日指導に入る体制の構築は可能か</p> <p>4.土日のクラブ活動に参加しないで、平日の部活動のみ活動することはできるのか</p>	<p>→準備が整った部活動から段階的に地域クラブ等の活動に移行していく。休日は学校部活動はしない方向で進めていく。</p> <p>→平日の部活動は教員が指導し、休日等は外部指導者が指導する体制を整えたい。</p> <p>→まずは休日の体制を整えたい。</p> <p>→可能である。</p>
②練習場所	<p>1.練習場所の確保 (学校施設の使用) はどうするのか</p> <p>2.練習場所までの送迎はどうなるのか</p>	<p>→スポ少と同様に学校施設の使用を許可する。(学校施設の開放に関する規則を改正予定)</p> <p>→できるだけ練習場所は各中学校を使用することとしたい。複数の学校の生徒を1か所に集約して練習する場合等は保護者対応をお願いしたい。</p>

(3) 前回の課題に係る対応等 (案) について

課題	提案・意見	対応等 (案)
③練習試合・大会参加	<p>1.休日等に行われる練習試合における指導者</p> <p>2.休日等に行われる大会における指導者</p>	<p>→地域移行後は、外部指導者が対応することとし、教員は希望によりボランティアまたは兼業で対応することになる。</p> <p>→中体連主催大会に参加する場合、現段階では、中学校として参加する場合は顧問が、地域クラブ等で参加する場合は外部指導者が対応することになる。なお、地域クラブ等が大会に参加するためにはその競技ごとに中体連に許可申請をすることになる。</p>
④上位大会への宿泊交通費等の補助	1.補助制度はあるか (移行した団体として上位大会へ出場する場合)	→各中学校の部活動に補助する鹿角市児童生徒派遣費補助金と、スポ少や地域クラブ等の活動に補助する鹿角市小・中学生大会派遣補助金で対応する。(必要に応じて見直しを図っていく。)
⑤地域移行の手法	<p>1.鹿角地域にふさわしい運営形態を構築してほしい</p> <p>2.今後のスケジュールはどのような予定となっているか</p>	<p>→様々なパターンが想定されるが、取組みが可能と見込まれる3パターンで検討を進めたい。</p> <p>→国が進めている「改革推進期間」の令和7年度までにある程度の見通しをつけるため、今後、モデルケースの検討を進めたい。なお、地域移行には部活動ごとに指導者の確保など課題があるため、事情に配慮しながら進めたい。</p>

(3) 前回の課題に係る対応等（案）について

課題	提案・意見	対応等（案）
⑥地域移行化に必要な財源と費用	<p>1.国や県からの支援はあるか</p> <p>2.市から地域移行にかかる団体への支援はあるか</p> <p>3.部活動指導員は継続配置できるか</p>	<p>→体育館を単独使用可能とする学校施設の改修への補助、部活動指導員の配置への補助等があるが、地域移行にはそのほかにも経費がかかることから、財政的な支援を要望している。</p> <p>→受益者負担を原則としながら、市ができる支援について検討を進めたい。</p> <p>→部活動指導員は、今後も国・県に継続して要望予定。（国・県補助制度による部活動指導員の配置は令和7年度までとなっている。）</p>

(3) 前回の課題に係る対応等（案）について

課題	提案・意見	対応等（案）
⑦外部指導者の資格	<p>1.指導者資格はどのようなものが必要になるか</p> <p>2.保護者がスポ少で取得した指導者資格は、子どもの小学校卒業にあわせて更新せずに辞めてしまう傾向があり、更新が課題となっている。まずは、指導者資格制度の周知が必要ではないか</p>	<p>→現段階では、中学校部活動の地域移行後の指導者に必要な資格については、具体的に挙げられていないが、公益財団法人日本スポーツ協会では、「公認スポーツ指導者」と「スタートコーチ」の資格がある。そのほか、公益財団法人日本スポーツクラブ協会の「学校運動部活動指導士」の資格がある。適切な指導という観点から、これらの資格取得が望ましいと考える。</p> <p>吹奏楽については特に資格はないが、専門的な指導の知識・技能が必要となる。</p> <p>→スポーツ指導員等養成補助金で資格取得費用について支援しており、今後においても各スポーツ団体を通して周知を図っていききたい。</p>

(3) 前回の課題に係る対応等（案）について

課題	提案・意見	対応等（案）
⑧危機管理と責任の所在	1.クラブ等で休日等の練習時に事故が発生した場合、学校への連絡はどのようにするのか 2.保険等の対応はどうか	→学校管理下ではないが、事故発生時は、学校で設定した連絡先（部活動の顧問等）に連絡してもらう必要がある。 →クラブ等活動中は、学校の管理下ではないため、学校で加入している保険が適用にならないことから、クラブ等で加入している保険を適用してもらうことになる。
⑨平日と休日等の指導方法の相違	1.外部指導者は、平日の部活動顧問との綿密な意思疎通が必要ではないか	→顧問と連携し、部活動とクラブ等活動とを合わせた活動日、活動時間等の設定を行うとともに、指導方針の調整を図る必要がある。
⑩団体活動会費	1.クラブ等の団体を設立した場合、その活動費はどのようにするのか 2.土日の外部指導者への報酬や保険料等はどのようにするのか 3.会費負担による保護者負担が増えることになる。市からの支援はあるのか	→クラブ等活動費は原則として受益者負担を想定していることから、クラブ等が定めた会費により運営を行うことになる。 →保護者が納入する会費から支払っていただくことを想定している。 →生徒が望む活動ができるようにするため、困窮世帯を含め、どのような支援ができるかについて、今後、検討を重ねていく。

(3) 前回の課題に係る対応等（案）について

課題	提案・意見	対応等（案）
⑪指導者不足	1.外部指導者はどのようにして確保すればいいのか	→まずはアンケート結果の分析を行い、外部指導者が各競技の指導に携われるように指導できる団体の現状把握と指導者リストの整理等を進めていく。
⑫活動に必要な資材の経費負担	1.活動に必要な資材の整備費等はだれが負担するのか	→学校の管理下にあるものについては、市が工事や修繕等で直接実施することになる。 また、学校で準備してある備品については、学校の許可を得て使用していただくことを想定している。
⑬中体連主催大会への参加資格	1.中体連主催大会への参加資格として、令和5年度において、バスケットと剣道（団体）については、「自治体主導で地域移行を進めるために発足した団体」とあるが、次年度はどのようなになるのか ※卓球（団体）は、学校部活動が地域移行されたスポーツクラブに限定	→現段階では、中体連主催大会の参加資格について、来年度の要件が公表されていない現状にあるため、まずは今後の要件についての情報収集を進めたい。

(4) 方向性について

○国による部活動改革の方向性（第1回会議）

部活動の意義（中学校学習指導要領／平成29年3月告示：一部抜粋）

学校教育の一環として行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツ、文化および科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。

異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義は高い。



学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（令和2年9月：文部科学省）

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月：スポーツ庁・文化庁）

- ・部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。
- ・地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

**<まずは休日等の部活動からの地域移行を目指して、
生徒の選択により、望む活動に取り組むことができる環境をつくる。>**

(4) 方向性について

○全国中学校体育大会の状況

・秋田さきがけ新報による報道抜粋

令和5年8月17日より、四国4県で全国中学校体育大会（全中）が開幕。

これまでは中体連加盟校の参加に限っていたものを、地域クラブの選手が出場できるように参加資格を緩和した。

(1) 地域クラブの参加要件（R5年度）

- ①継続的に活動していること
- ②国の運営指針を順守していること
- ③競技役員や審判など運営に協力すること
- ④その他、競技別の細則に従うこと

(2) 地域クラブが参加している主な競技

バドミントン
相撲
ソフトボール
ハンドボール
バレーボール
柔道

きょうから四国で全国中学大会

多くの競技に地域クラブ

四国4県が舞台となる全国中学校体育大会（全中）は17日に開幕する。今回から地域スポーツクラブなど学校以外の団体の参加が認められ、早速多くの競技で予選を勝ち抜いてきたクラブが出場予定だ。

国は少子化や教員の負担軽減を考慮し、公立中学校の運動部活動を地域のスポーツ団体に委ねる「地域移行」の改革を推進。これを受け、日本中学校体育連盟（中体連）は昨年、これまでは原則加盟校の参加に限っていた全中に、地域クラブの選手が出場できるよう2023年度からの参加資格緩和を決めた。

クラブの参加には条件があり、継続的に活動していることや、国の運営指針を順守していること、競技役員や審判といった運営に協力することなどが必要。競技別の細則も設けられている。今回の全中で地域クラブの参加が目立つ競技はバドミントンや相撲。ソフトボール、ハンドボール、バレーボール、柔道などにもエントリーした。

少子化で学校単位の活動は難しくなり、廃部や縮小などが懸念されている。中体連の関係者は「（容認は）時代の流れ。中学生が全力でぶつかり合うという形式は今までと同じ。どんな大会になるかは、終わってからでないといけない」と語った。

※秋田さきがけ新報 令和5年8月18日掲載

(4) 方向性について

○他自治体の取組状況 (秋田県)

- ・秋田さきがけ新報による報道抜粋

令和5年8月2日、秋田県教育庁が休日の中学校運動部活動の地域移行について、本年度第1回目の関係機関による連絡協議会を開催

(1) 県が示した推進計画案の内容

- ①2025年度末までに全市町村で1つは地域移行するとの目標を設定
- ②今年度中に各市町村が協議会を設立
- ③来年度中に各市町村が推進計画を策定
- ④指導者確保のための人材バンクの創設
- ⑤指導者養成研修の充実
- ⑥市町村や関係団体との連携強化

(2) 県教育庁では今月下旬に推進計画を策定予定



公立中学校の休日の運動部活動指導を地域クラブなどに
委託する「地域移行」について

公立中の部活動「地域移行」25年度中に 全市町村、一つは実現

連絡協議会 県教育庁、計画案提示

県内の関係機関が意見を交わす連絡協議会の本年度第1回度が2日、秋田市の県青少年交流センター・ユースホールで開かれた。県教育庁は、2025年度末までに全市町村で一つは地域移行するとの目標を盛り込んだ推進計画案を示した。

委員11人が出席。今後のスケジュールや具体的な取り組みを定めた推進計画の策定に向け、県教育庁の案を基に意見交換した。

推進計画の策定に向け、意見交換した会合

案には、市町村ごとに本年度は協議会を立ち上げ、来年度中に推進計画を策定するといったスケジュールが示され、指導者確保のための人材バンクや指導者養成研修の充実、市町村や関係団体との連携強化などに取り組むことが盛り込まれた。

委員からは「人口が急激に減少する中、スピード感を持って進める必要がある。自治体ごとに計画の達成度をまとめる機会があればいい」「小学校を含めた連携の視点を持つことも大切」などの意見が出された。

県教育庁はこれらを踏まえ、今月下旬にも推進計画を策定する。

連絡協議会は昨年度設置。委員は、県教育庁や県中学校校長会、県PTA連合会などの代表者11人で構成。秋田大教育文化学部の伊藤忠道准教授（スポーツ科学、社会学）が委員長を務める。

(川村 巴)

(4) 方向性について

○他自治体の取組状況（県内）

市町村	令和4年度（実績）	令和5年度（現状や計画）
大館市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4校の4運動部活動で実践研究を実施（一中：柔道部、北陽中：水泳部、成章中：陸上競技部、東中：男子卓球部） ・ 吹奏楽部では、外部指導者による活動として、講師派遣を各校2回程度、合同講座を4回（基礎合奏講座、楽器講習会、合奏講座）実施。さらに、地域から指導補助・運営補助を担当してもらうため、見守り指導者（保護者）を派遣したことで、顧問の出勤減につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市スポーツ協会の協力により、指導者と学校のマッチング等を進めるためのコーディネーターを設置（指導者への報酬や会議費、その他会計事務を担当する事務局を合わせて設置） ・ 市の委託事業により、大館地区吹奏楽連盟が市内9中学校の吹奏楽部の休日の部活動のサポートを実施
能代市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市スポーツ協会との情報交換 ・ 教育委員会による情報収集 ・ 児童生徒、保護者、教職員へのアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域部活動推進協議会の設置 ・ 国のモデル事業により、統括コーディネーターの招聘（新潟県村上市）や指導者配置支援等体制整備などを実施
由利本荘市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動指導員6名配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行協議会の設置 ・ 統括コーディネーターの雇用・配置 ・ 外部指導者リストの作成
羽後町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度から国のモデル事業により、3つの部活動を拠点部活動として指定し、休日の地域移行を実施 ・ 令和3年度に地域運動部活動検討・運営協議会の設置し、令和4年度では会議を3回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点部活動を3つから5つに拡大して実施

※秋田県教育委員会連合会会議資料より抜粋

(4) 方向性について

○他自治体の取組状況（山形県寒河江市）

【方針】

平日→学校部活動（指導者は教員）

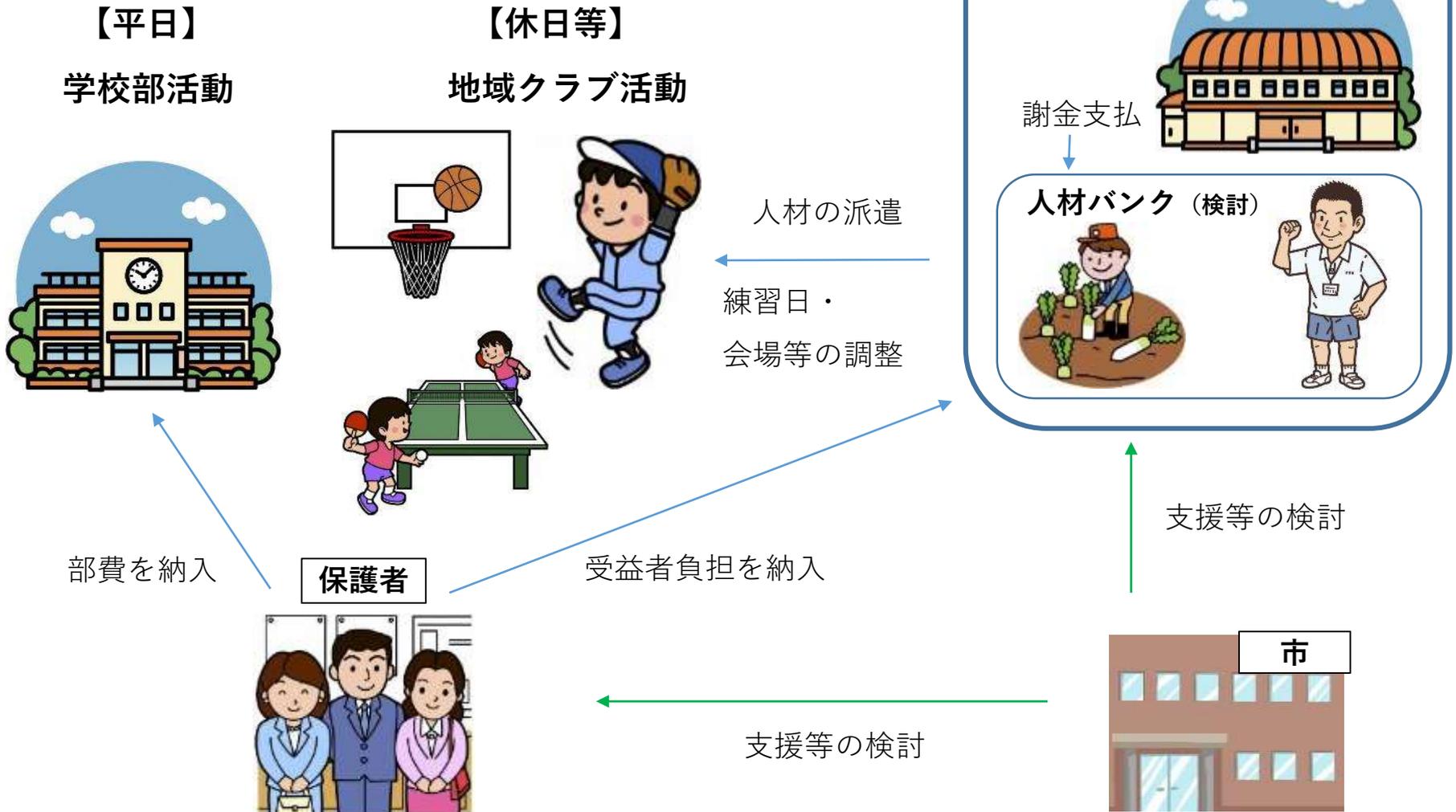
土日・祝日→地域でのクラブ活動（指導者は地域人材又は希望する教員）

【生徒の活動例】	平日	土日・祝日
パターン①	学校部活動	（所属なし）
パターン②	学校部活動	地域クラブ等
パターン③	地域クラブ等	地域クラブ等
パターン④	地域クラブ等	（所属なし）
パターン⑤	（所属なし）	地域クラブ等
パターン⑥	（所属なし）	（所属なし）

※山形県寒河江市資料より一部抜粋

(4) 方向性について

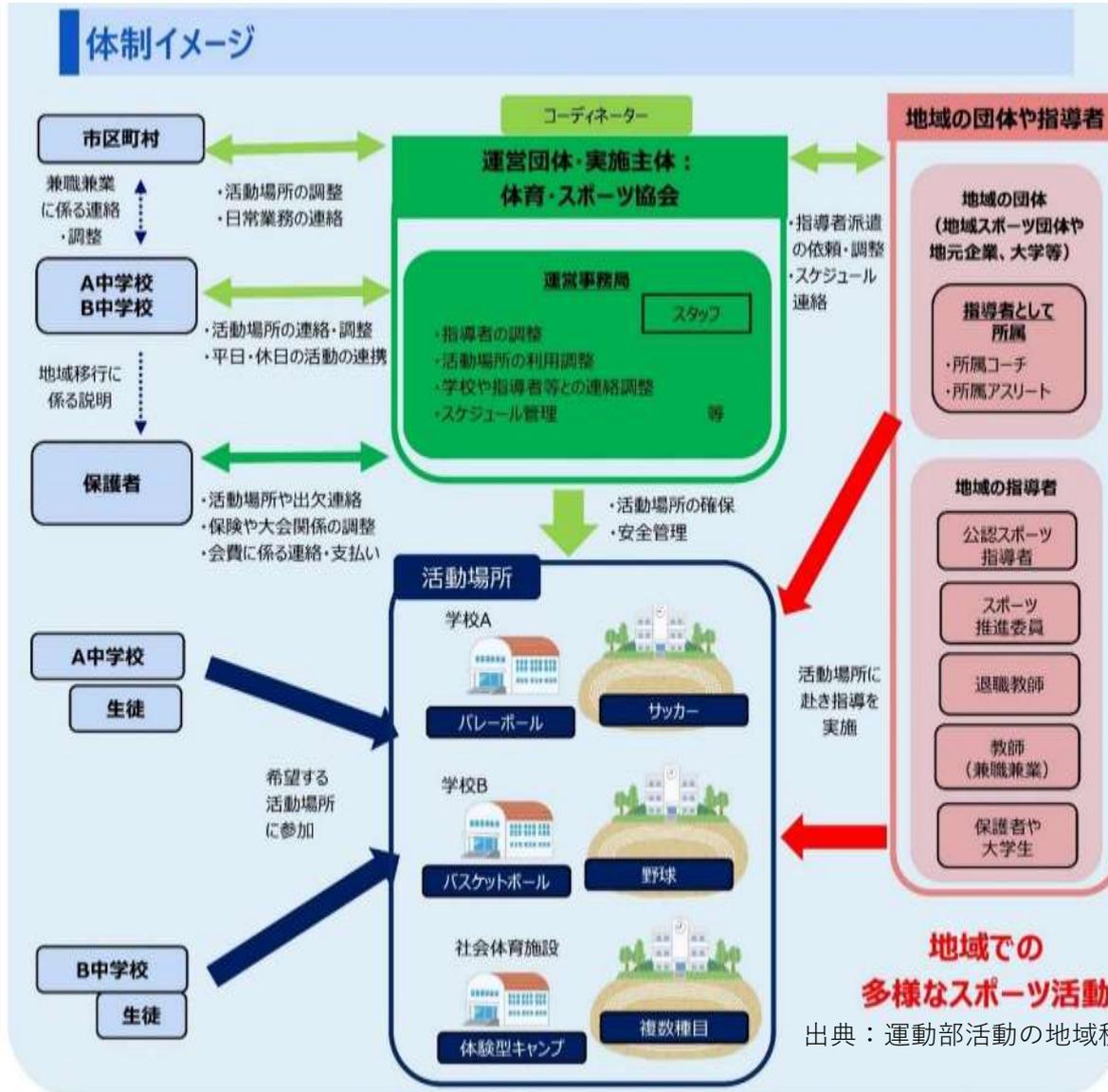
○地域移行のイメージ (案)



(4) 方向性について

○運営形態のイメージ (例1)

【体育・スポーツ協会運営型】



出典：運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集

(4) 方向性について

○運営形態のイメージ (例1)

【体育・スポーツ協会運営型】

●市からの委託業務を前提として、
鹿角市スポーツ協会が運営・実施主体となって取組む方法

(1) 鹿角市スポーツ協会の活動内容

- ①人材バンクの設置
- ②指導者の登録と調整
- ③指導者への謝礼の支払い
- ④活動場所の利用調整
- ⑤学校や指導者との連絡調整
- ⑥生徒の安全管理やスケジュール管理

(2) 課題となること

- ①協会内に連絡調整等を統括する事務局の設置
- ②費用負担 (スタッフ人件費、指導者の謝礼、活動保険料、会場使用料)
- ③保護者負担 (会費の納入、生徒の送迎)

(4) 方向性について

○運営形態のイメージ (例1)

【体育・スポーツ協会運営型】

(3) メリット

- ①スポーツ活動に関して、各学校の各競技種目に指導者の派遣体制の構築が図られる。
- ②指導者派遣により、中学校部活動としての大会参加をサポートすることができる。
- ③スポーツ協会事務局が学校と調整を行うことで、各競技の連絡調整をまとめて行うことができる。
- ④指導体制が構築されることで、休日の地域移行だけでなく、平日の地域移行もスムーズに進めることが可能と見込まれる。

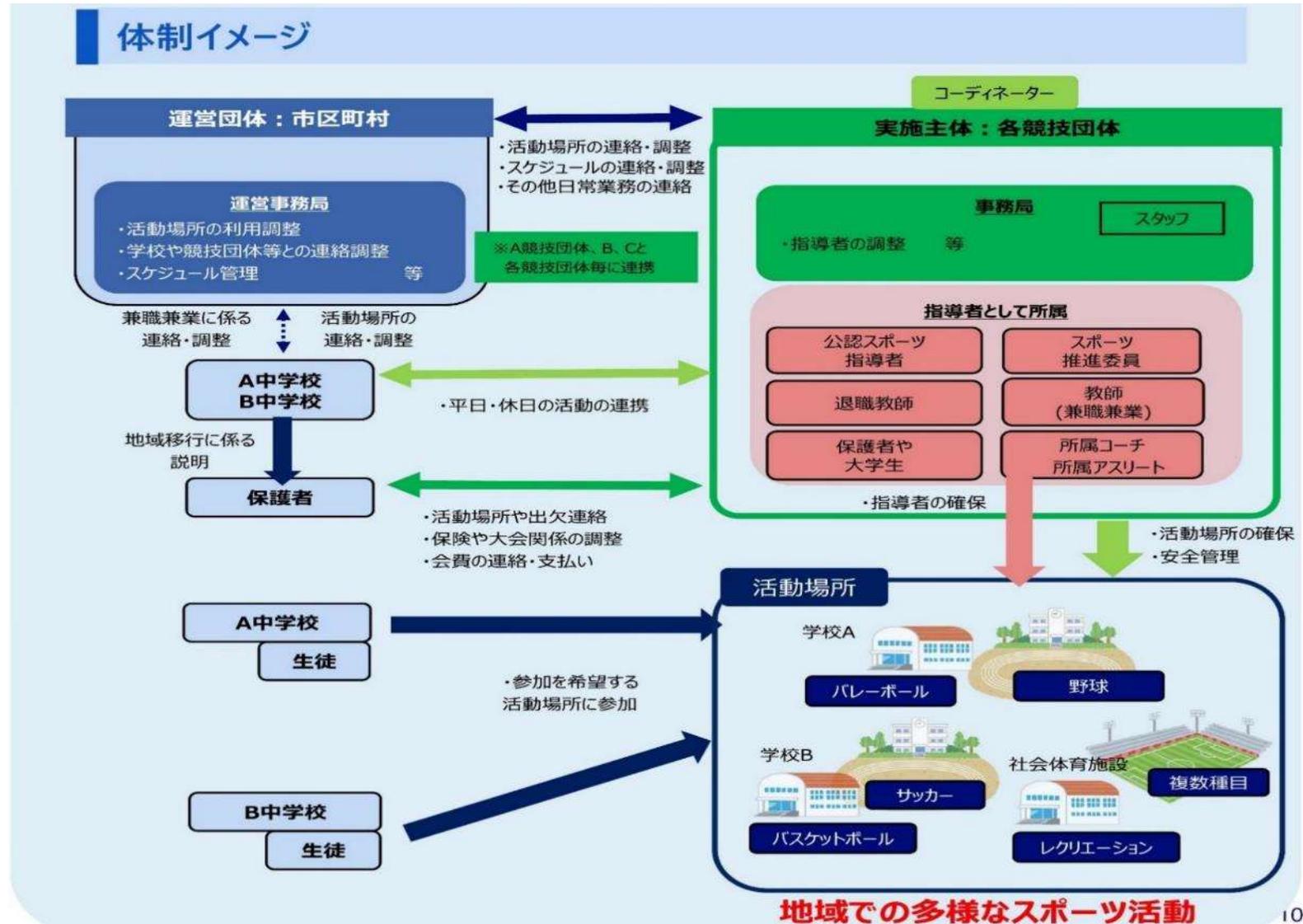
(4) デメリット

- ①指導者の人材バンク登録が進まない場合は、制度の運営が困難と想定されること。
- ②大会への参加について、スポーツ協会が地域移行団体として参加しない場合は、各学校が部活動として参加することになり、地域移行団体としてのメリットを生かせないこと。
- ③スポーツ協会運営型を主体に進めた場合、一部の競技で他の運営型を認めることができるか整理が必要となること。
- ④スポーツと吹奏楽とで事務局体制が分離すること。

(4) 方向性について

○運営形態のイメージ (例2)

【競技団体連携型】



(4) 方向性について

○運営形態のイメージ (例2)

【競技団体連携型】

●市が運営し、
各競技団体等が実施主体となって連携して取組む方法

(1) 各競技団体等の活動内容

- ①指導者の確保と調整
- ②指導者への謝礼の支払い
- ③市事務局と活動場所の利用調整
- ④市事務局と学校との連絡調整
- ⑤生徒の安全管理やスケジュール管理

(2) 課題となること

- ①各競技団体等に連絡調整役の配置
- ②費用負担 (指導者の謝礼、活動保険料、会場使用料)
- ③保護者負担 (会費の納入、生徒の送迎)

(4) 方向性について

○運営形態のイメージ (例2)

【競技団体連携型】

(3) メリット

- ①各競技団体等が実施主体となることで、それぞれの団体に所属する指導者による、競技経験を生かした専門的な指導体制の構築が図られる。
- ②各競技団体等が主体となって地域移行団体を設立し、中学校体育連盟が設定した一定の条件をクリアすることで、地域移行団体として中体連主催大会に参加することができる。
- ③地域移行団体を設立した場合、運営面や会計面で独自性を生かすことができる。
- ④市が事務局を担うことで、スポーツ・吹奏楽に関して事務局体制の一元化を図ることができる。

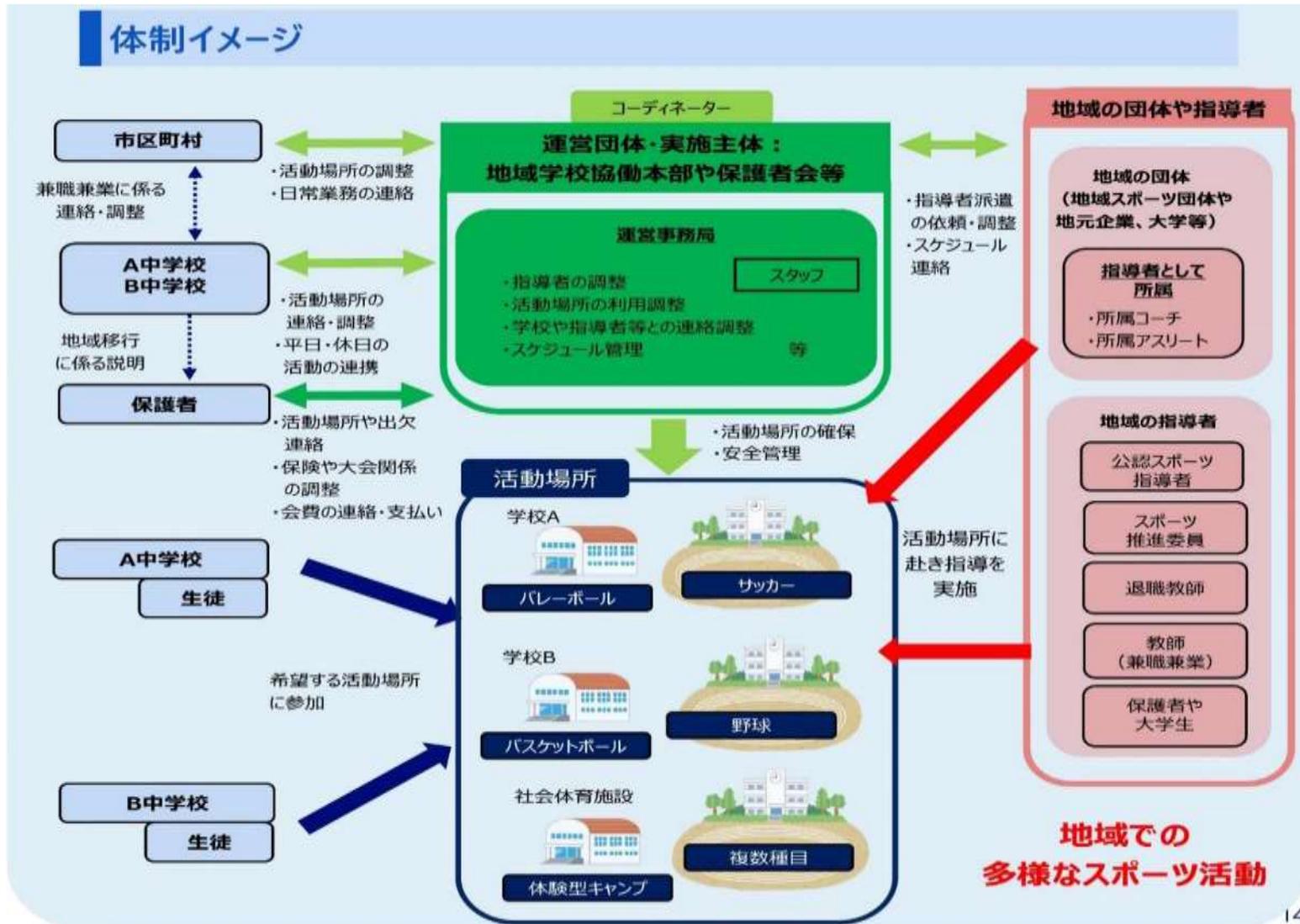
(4) デメリット

- ①すでに指導体制が構築されている地域移行団体に学校部活動から部員が移行した場合、部員数の減少により学校部活動が成立しなくなる可能性があること。
- ②移行期においては、大会参加を目的として、所属を中学校とするか、団体とするかについて、生徒の判断が分かれることにより、部員数の減少により参加できない種目が生じることが想定されること。
- ③学校単位で競技ごとに団体が設置された場合、指導者が複数必要となること。
- ④設立された団体に入団する生徒が少ない場合、運営自体が困難と想定されること。
- ⑤指導者確保の面で、休日の地域移行は可能であっても、平日の地域移行は対応が難しいケースが想定されること。

(4) 方向性について

○運営形態のイメージ (例3)

【保護者会等運営型】



(4) 方向性について

○運営形態のイメージ (例3)

【保護者等運営型】

●保護者会等が運営・実施主体となって取組む方法

(1) 保護者会等の活動内容

- ①指導者の確保と調整
- ②指導者への謝礼の支払い
- ③活動場所の利用調整
- ④学校との連絡調整
- ⑤生徒の安全管理やスケジュール管理

(2) 課題となること

- ①保護者会等に連絡調整役の配置
- ②費用負担 (指導者の謝礼、活動保険料、会場使用料)
- ③保護者負担 (会費の納入、生徒の送迎)

(4) 方向性について

○運営形態のイメージ (例3)

【保護者会等運営型】

(3) メリット

- ①スポーツ少年団のノウハウを生かした運営体制の構築が図られる。
- ②保護者会等が実施主体となることで、それぞれの活動に関して見守り体制の構築が図られる。
- ③各部活動に保護者組織が既にあることから、部活動と連携した活動ができる。
- ④地域移行団体を設立した場合、運営面や会計面の独自性を生かすことができる。
- ⑤運営・実施体制によっては休日の地域移行のみならず、平日の地域移行の対応にもつなげやすい。

(4) デメリット

- ①保護者会等だけでは、指導者の確保が難しいこと。
- ②指導者不足の場合、競技経験のある保護者が指導者となるケースが生じることで、指導のしかたを含めて、生徒との距離感が近くなってしまったり、生徒の卒業と同時に指導者がいなくなったりすること。
- ③学校単位で競技ごとに保護者会等により団体が設置された場合、指導者が複数必要となること。
- ④設立された団体に入団する生徒が少ない場合、運営自体が困難と想定されること。

(4) 方向性について

○今後のスケジュール

令和5年度

- 第1回（5月25日） 検討委員委嘱
現状と課題の共有
- 第2回（本日） 課題整理（各団体からの意見収集、意見交換）
運営主体等、地域移行のイメージについて協議**
- 第3回（11月頃） 運営主体等、地域移行のイメージについての中間とりまとめ
詳細な課題整理（役割分担、指導者確保、経済的負担等）
- 第4回（1月頃） 課題整理（各団体からの意見収集・意見交換）
次年度以降の体制について